

規程第 38 号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会行事機器貸出事業運営規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が貸し出す行事機器について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 行事機器の貸し出しは、各種団体や事業所、地域等に行事機器を一時的に貸し出すことで、地域活動の活性化を図ること並びに本会活動と地域の繋がりを深めることを目的とする。

（利用対象）

第 3 条 行事機器を貸し出す利用対象は、次の各号のとおりとする。

- （1）小美玉市内に拠点を有する福祉関係団体、福祉事業所、教育関係団体等
- （2）小美玉市内の地域組織
- （3）本会会員規程第 2 条第 3 項に規定する法人・団体会員（以下「会員」という。）
- （4）その他会長が特に必要と認めた団体等

（貸し出し用途の条件）

第 4 条 行事機器の貸し出しできる用途は、次の各号のとおりとする。

- （1）第 3 条の者が主催する行事等
- （2）小美玉市や本会が主催する行事

2 上号にかかわらず、次の各号は貸し出し不可とする。

- （1）営利活動や販売促進を目的とする場合
- （2）政治・宗教等の勧誘・集客を目的とする場合

（貸出品目）

第 5 条 本会において設定する行事機器の貸出品目は、行事機器貸出事業運営規程施行細則（以下「細則」という。）に定める。

（利用料）

第 6 条 利用料は、細則に定める。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた者は利用料を減免することができる。

（貸出期間）

第7条 行事機器の貸出期間は、原則5日以内とし、引き続き利用することが必要な場合には、これを更新することができる。

（利用申込）

第8条 行事機器の貸し出しを受けようとするときは、あらかじめ会長に行事機器利用申込書（様式第1号）を提出し、行事機器利用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

（使用条件）

第9条 使用の条件は、次の各号のとおりとする。

- （1）機器の借り受け及び返却は、使用者が行うこと
- （2）機械の取り扱いについては、取扱説明書をよく読み、清掃については、使用者自身が責任をもって行い返却すること
- （3）使用期間中に故意による故障・破損が生じた場合には、使用者の責任で修理して返却すること
- （4）使用期間を延長する場合には、早めに本会に連絡すること
- （5）機器に故障が発生した場合には、代替品がないことがあるので、代替品を必要とする場合は各自で手配すること
- （6）申請時に利用料を支払うこと
- （7）本規定に反する行為をした者については、貸し出しは認められないものとする

（委任）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成22年9月16日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 2 日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正する。

行事機器利用申込書

年 月 日

下記のとおり申込み致します。

- 1 品名及び数量 _____
- 2 期 間 自 _____ 年 月 日 利用日
至 _____ 年 月 日 _____ 日
- 3 利 用 者 [住 所] _____
(申請者) [氏名または団体名] _____
[電話番号] _____ — —
- 4 目 的 _____
- 5 場 所 市内 市外(市町村名 _____)
- 6 条 件
- (1) 機器の借り受け及び返却は、利用者が行います。
- (2) 機器の取り扱いについては、取扱説明書をよく読み、清掃については自身が責任をもって行い返却します。
(清掃が行われなかった場合、以後の利用をお断りする場合がございます。)
- (3) 利用期間中に故意による故障・破損が生じた場合には、利用者の責任で修理して返却します。
- (4) 期間を延長する場合には、早めに社協へ連絡します。
- (5) 故障に関しては代替品がない場合があるので、代替品を必要とする場合は利用者が手配します。
- (6) 申請時に利用料を支払います。

[会員区分] □にレ, ()に○及び行政区に加入の場合は行政区名をご記入ください。

□世帯会員	()行政区 _____ 区 ()行政区未加入	□個人会員	()行政区 _____ 区 ()行政区未加入
□法人団体会員		□非会員	()行政区 _____ 区 ()行政区未加入

社会福祉 法人 小美玉市社会福祉協議会長 殿

受付者 _____

この事業は、共同募金及び社協会費を活用しています

行事機器利用許可書

____年 ____月 ____日付にて申し込みがありました行事機器について、下記により利用許可致します。

- 1 品名及び数量 _____
- 2 期 間 自 _____年 ____月 ____日 利用日
至 _____年 ____月 ____日 _____日
- 3 利 用 者 [住 所] _____
(申請者) [氏名または団体名] _____様
- 4 条 件
- (1) 機器の借り受け及び返却は、利用者が行うこと。
- (2) 機器の取り扱いについては、取扱説明書をよく読み、清掃については利用者自身が責任をもって行い返却すること。
(清掃が行われなかった場合、以後の利用をお断りする場合がございます。)
- (3) 利用期間中に故意による故障・破損が生じた場合には、利用者の責任で修理して返却すること。
- (4) 利用期間を延長する場合には、早めに社協へ連絡すること。
- (5) 故障に関しては代替品がない場合があるので、代替品を必要とする場合は利用者が手配すること。
- (6) 申請時に利用料を支払うこと。
- ____年 ____月 ____日

社会福祉
法 人 小美玉市社会福祉協議会長

領 収 書

様

金 _____円也

但し、行事機器貸出事業利用料として上記金額を正に受領いたしました。

- ・機器名 (_____) _____台
- ・機器名 (_____) _____台
- ・機器名 (_____) _____台

____年 ____月 ____日

社会福祉
法 人 小美玉市社会福祉協議会 [印]

受付者

この事業は、共同募金及び社協会費を活用しています